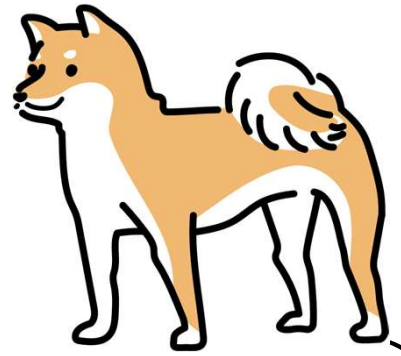


狂犬病予防注射済票の 交付年度の取扱いルールが 変わります

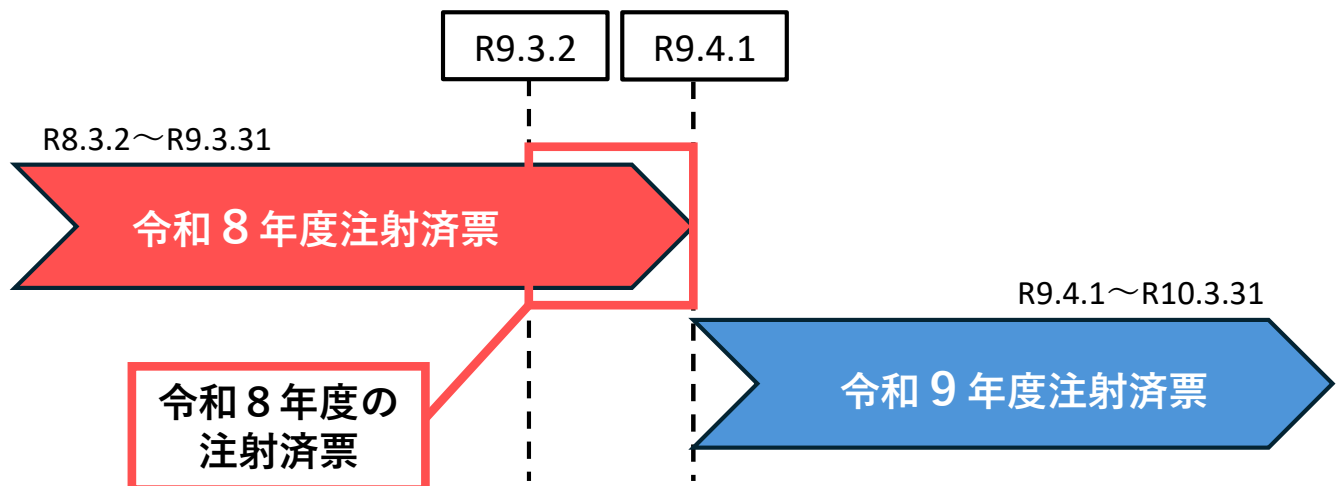


令和9年3月2日から狂犬病予防法施行規則が改正され、3月2日から3月31日に狂犬病予防注射を接種しても、翌年度の注射済票の交付を受けることができなくなります。

令和9年度の注射済票は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までに接種した場合に交付されますので、御注意ください。

いつ接種すると、どの年度の注射済票が交付されるの？

これまで	令和9年3月2日以降
接種日が3月2日から3月31日まで ▼ 翌年度の注射済票を交付 例：令和9年3月2日に注射 → 令和9年度の注射済票	接種日が3月2日から3月31日まで ▼ 当該年度の注射済票を交付 例：令和9年3月2日～令和9年3月31日に注射 → 令和8年度の注射済票 令和9年4月1日～令和10年3月31日に注射 → 令和9年度の注射済票



防府市環境政策課（3階6番窓口）
TEL：0835-25-2172

